

1 1 2号建物遮断器取替

件名	1 1 2号建物遮断器取替					
図面名称	表紙					
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和6年4月8日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財	施設管理	工事企画	作成者
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科						

仕 様 書

1 件 名

1 1 2 号建物遮断器取替

2 場 所

福岡県小郡市小郡 2 2 7 7 陸上自衛隊小郡駐屯地 1 1 2 号建物

3 概 要

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 電気室電灯遮断器取替 | 3 個 |
| (2) 電気室遮断器2次側配線取替 | 2 0 m |
| (3) 各階電灯分電盤 遮断器取替 | 7 個 |

4 作業を実施する日及び時間帯

- (1) 停電を伴わない場合
原則、平日の午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- (2) 停電を伴う場合
原則、土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

5 一般事項

- (1) 本作業は、本特記仕様書及び本設計図の他、関係諸法規を遵守する。
- (2) 作業上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
- (3) 写真は、取替前・取替後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、写真帳に整理後、1 部提出する。尚、写真データについては、確実に消去するものとする。
- (4) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (5) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (6) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
- (7) 作業で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積するものとする。それ以外については請負業者側において適切に処分すること。

6 特記事項

- (1) 作業実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
- (2) 官側の電気の使用は原則禁止とする。
- (3) 監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
- (4) 本作業に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
- (5) 作業箇所について、非常用発電機設置時に改修がなされており、図面と現地に相違がある場合があるため作業前の準備として必要に応じて現場調査を実施すること。
- (6) 取替後に異常なく動作することを確認すること。
- (7) 停電を伴う作業については別案件「112号建物キュービクルリース」と作業日を合わせること。

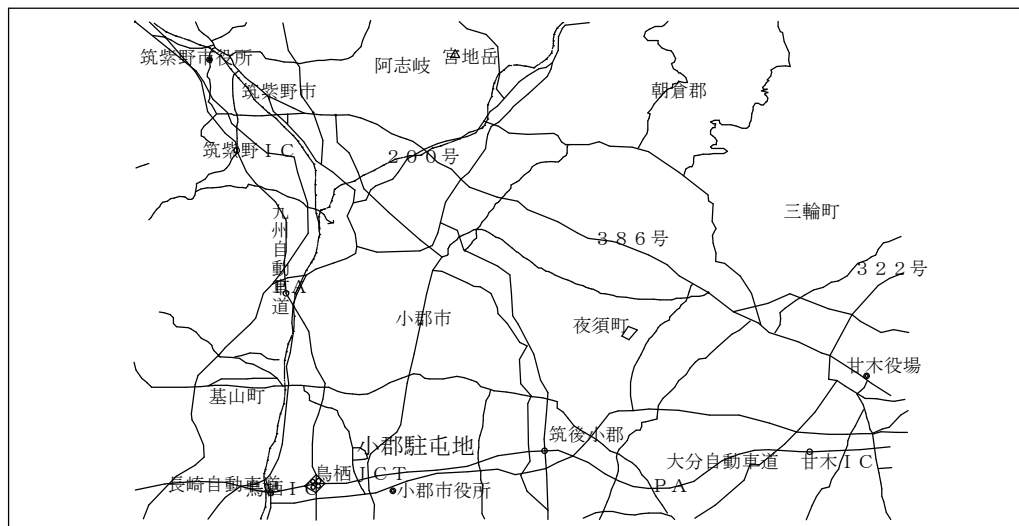
件 名	1 2 号建物遮断器取替					
図面名称	仕様書					
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和 6 年 4 月 8 日	
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科						

(8) 112号建物電気室で使用する機器は、以下に示す同等以上とする。尚、電灯遮断器については事前に承認図等を提出し、監督官の承認を得たのち実施する。

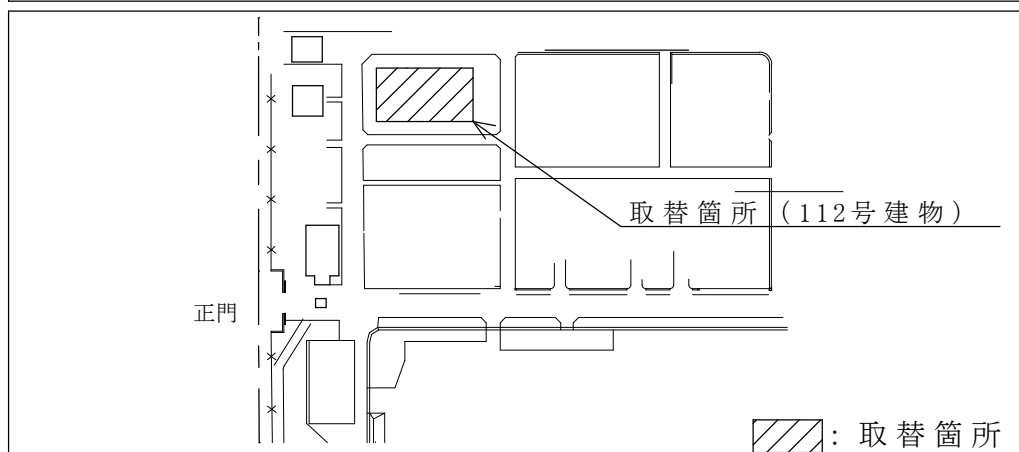
機 器	場 所	型番・仕様 ()内は既設
電灯遮断器 (3個)	低圧電灯盤	富士電機製 BW250EAG 3P 225A : 定格電流225A 250AF ハックスラット式 (富士電機製 EA203B 175A : 定格電流175A)
遮断器2次側配線 (20m)	低圧電灯盤	古河電工産業電線製 EM-LMFC100SQ : 100SQ 600V ノンハゲン難燃可とう性架橋ポリエチレン絶縁電線(KIV 60SQ)

(9) 112号建物各階分電盤で使用する機器は、以下に示す同等以上とする。尚、事前に承認図等を提出し、監督官の承認を得たのち実施する。

機 器	場 所	型番 ()内は既設	仕様
遮断器 (7個)	分電盤2L-2, 3L-2, 4L-2, 5L-2 6L-2, 7L-2, 8L-2の各主幹(各1個)	富士電機製 BW250EAG 3P 125A (富士電機製 SA103BA BB3ESC-100)	125A 250AF 3P (既設は100A)



案 内 図 S = 1 : X



配 置 図 S = 1 : X

件 名	112号建物遮断器取替				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和6年4月8日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					